

# 業務指示書

## パキスタン国建設技術訓練所能力強化プロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年8月19日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 中野 勉 Nakano.Tsutomu@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年8月24日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：技術教育・職業訓練に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、40 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／メカニクエンジニア（エンジン））】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：メカニクエンジニア（エンジン）に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：パキスタン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 メカニクエンジニア（シャーシ）】

- 1) 類似業務の経験：メカニクエンジニア（シャーシ）に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 就職支援/業務調整】

- 1) 類似業務の経験：就職支援に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：パキスタン 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年8月28日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
第1年次に予定されているPDMの成果指標の基準値及び卒業生の就職状況にかかる調査  
カラチ市内での安全対策措置に係る経費
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(PKR1 = 1.223 円 , US\$1 = 124.21 円 , EUR1 = 136.05 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 9月 2日(水) 13:30 ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 本部 208会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/メカニクエンジニア(エンジン)  
メカニクエンジニア(シャシ)  
就職支援/業務調整

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

51.00 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年9月15日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

### (3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

### (4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

## 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

### (2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

### (4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

## 8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

## 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表  
パキスタン国建設技術訓練所能力強化プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/マニッケンジンニア(エンジニア)	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	( - )	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力: マニッケンジンニア(ジャーナ)	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(3) 業務従事者の経験・能力: 就職支援/業務調整	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

### 1. プロジェクトの背景

パキスタン経済において、工業部門（製造業・建設業含む）はGDPの約20%に留まり（2013年<sup>1</sup>）、未だ産業構造の高度化が遅れている現状にある。製造業の内訳は伝統的に繊維産業が大宗を占めており、輸出額の54%を占めるが、技術及び人材等の制約から製品の高付加価値化が進まず、国際競争力を失いつつある。一方、近年は自動車関連産業の成長が見られ、製造業GDPの5%の規模ながら関連税収額は繊維産業に次いで2位となっており、高付加価値産業としての振興が期待されている。なお、工業部門に従事する労働人材育成において職業訓練機関の果たす役割は大きく、全国で年間約32万人の学生が技術・職業専門学校に就学している（2011年<sup>2</sup>）。しかしながら、上記のような製造業の課題やニーズ等を踏まえた最新の技術訓練内容を反映したカリキュラムが十分に整備されておらず、また在校生に対する就職支援への取組みが弱い点が課題とされている。

建設技術訓練所（Construction Technology Training Institute, 以下「CTTI」）は、全国から学生を受け入れ、自動車整備の他、国内で唯一建設機械等の重機械の整備・修理をカリキュラムとして有する職業訓練機関である。同訓練所は、建設機械技術訓練センター（Construction Machinery Training Center : CMTC）として、1984年の我が国の無償資金協力を通じて建設され、その後JICAは技術協力で4つの短期コースの開設支援を実施した。1992年にCMTCはDiplomaコース（建設工事機械に特化した3年コース）を開設、その名称をCMTI（Construction Machinery Training Institute）に変更し技術訓練機関としての組織体制を強化してきた。その後、2006年には自動車及びディーゼル技術に特化した10コースを開設し、名称をCTTIに改称した。

現在CTTIは、約30名の教員により、毎年26種類のコース（うち、3年コースが3種類、1年コースが1種類、6か月コースが17種類、3ヵ月コースが3種類、1ヵ月コースが2種類）を提供している。生徒数は毎年約1,200名にのぼり、コース終了後学生たちは国内外の有名な土木工事会社、機械販売会社、自動車会社等へ就職している。このように、CTTIは国内のエンジニアやテクニシャン育成のための重要な役割を果たしてきており、自動車メーカーや建設業界、重機メーカー等からCTTIの卒業生に対する雇用ニーズは高いものの、JICAの技術協力を通じ開設した4コースを含む5コースのカリキュラムは1986年以降改訂されていないため、産業界からの要望・ニーズを踏まえたカリキュラム改訂、右に伴う教員指導・再訓練、必要機材の調達とともに、就職支援体制の強化にかかる必要性が生じている。

かかる背景のもと、パキスタン国政府は、同センターにおける特に5コースのカリキュラムの改訂等を主な目的とする技術協力プロジェクト「パキスタン建設技術訓練所能力強化プロジェクト」への協力を我が国に対して要請した。

<sup>1</sup>Pakistan Economic Survey, 2013/14(Ministry of Finance)

<sup>2</sup>The National Skills Strategy 2009-2013(NAVTTTC)

JICAは本件の必要性、要請内容の妥当性を確認するために、2013年12月に詳細計画策定調査を実施し、プロジェクトの枠組みについて合意し、その後、2015年5月に協議議事録(R/D)を署名・交換し、今般開始するに至ったものである。

## 2. プロジェクトの概要

### (1) プロジェクト名

建設技術訓練所能力強化プロジェクト

### (2) 上位目標

CTTI から質の高い労働人材が産業界に供給される

### (3) プロジェクト目標

最新の産業界のニーズを踏まえた、質の高い技術訓練と就職支援が CTTI で提供される。

### (4) 期待される成果

- 1) 協力対象5コースのカリキュラムが改訂される
- 2) 協力対象5コースにおいて改訂されたカリキュラムに則り訓練指導を行うことのできる教員が育成される
- 3) CTTI の就職支援体制が強化される

### (5) 活動の概要

#### 【成果1に関する活動】

- 1.1: ワーキング・グループ(以下、「WG」)による産業界のニーズ調査の実施
- 1.2: WGによる対象5コースにかかる既存カリキュラムの検討・分析
- 1.3: WGによるカリキュラムの見直しと案の作成
- 1.4: WGによる建設業界企業、教員、学生からの意見聴取のためのセミナー/ワークショップの開催
- 1.5: WGによるカリキュラム案の見直しとカリキュラムの最終化
- 1.6: CTTI 理事会による最終版カリキュラムの承認
- 1.7: JICAによる機材の調達、CTTI と JICAによる機材の据付

#### 【成果2に関する活動】

- 2.1: 日本人専門家による対象5コースのCTTI教員のトレーニング実施
- 2.2: トレーニングされた教員による試行訓練の実施
- 2.3: 日本人専門家による試行訓練の評価
- 2.4: 日本人専門家と教員による評価結果の共有と日本人専門家による教員の再訓練

#### 【成果3に関する活動】

- 3.1: ガイダンス・カウンセリング室による就職支援の現状に係る基礎調査の実施
- 3.2: ガイダンス・カウンセリング室による就職支援システム強化のためのアクション・プランの作成
- 3.3: ガイダンス・カウンセリング室による上記アクションプランの実施
- 3.4: 合同調整委員会(以下、「JCC」)によるアクション・プランのモニタリング

### 3.5: アクション・プランの活動に係るガイダンス・カウンセリング室における通常業務への制度化

#### (6) 対象地域

イスラマバード（関連企業が所在するカラチ及びラホールの出張も含む）

#### (7) 関連官庁・機関

##### 1) 実施機関

建設技術訓練所 (CTTI)

##### 2) 協力機関

運輸・通信省 (MOC; Ministry of Communication)

### 3. 業務の目的

「建設技術訓練所能力強化プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る協議議事録 (Record of Discussion、以下「R/D」) に基づき業務 (活動) を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

### 4. 業務の範囲

本業務は、JICA が 2015 年 5 月 7 日にパキスタン政府と締結した R/D に基づく枠組みにおいて、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成・提出するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) 本プロジェクトによる協力範囲について

本プロジェクトは、2. (4) に記載のとおり、協力対象とする 5 コースについて、カリキュラムを改訂し (成果 1)、改訂したカリキュラムに則り同コースの訓練指導を行うことができる教員を育成する (成果 2) とともに、CTTI の就職支援体制を強化する (成果 3) ことが協力の範囲である。従って「成果 1」、「成果 2」は協力対象とする 5 コースに関する活動となる一方、「成果 3」については、CTTI 全体の体制強化に関わる活動となるため、協力対象 5 コース以外のコースの訓練生・卒業生に対する就職支援の強化についても活動範囲になることに留意すること。

また、同様に 2. (5) に記載の通り、本プロジェクトによる「成果 2」に関する活動は、訓練された教員による協力対象 5 コースの試行訓練の実施と評価、及びその評価に基づく教員の再訓練までを予定しており、改訂したカリキュラムによる対象 5 コースの通常実施はプロジェクトの協力期間後に、CTTI が独自に実施していくことを想定していることに留意すること。

#### (2) 産業界のニーズの反映

本プロジェクトの実施にあたっては、計画及び実施の各段階で、卒業生の潜在的な就職先として期待できる産業界のニーズを協力対象コースのカリキュラムに反映すること。また、パキスタンに進出している日本企業への卒業生就職の可能性についても確認し、その可能性がある場合、就職の促進がなされるように、上記カリキュラム及びガイダンス・カウンセリング室の就職支援システム強化に反映することを検討する。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について、遅延なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、打合簿の取り交わし、契約の変更等）を取ることにする。

(4) CTTI に対する過去の日本による支援を踏まえた業務実施

CTTI は我が国の無償資金協力により設立され、以降日本による技術協力及び無償資金協力を通じて支援を継続的に実施してきた経緯がある（注）。本プロジェクトの実施に際しては、過去の支援の内容を把握し、CTTI との円滑な協力関係構築に努めること。

（注）

無償資金協力「建設機械技術訓練センター建設計画」（1984 年度）

技プロ「パキスタン建設技術訓練センター」（1985～1990 年度）

無償資金協力「建設機械技術訓練所拡充計画」（1995 年度）

無償資金協力「建設機械技術訓練所機能向上計画」（2006 年度）

(5) CTTI のガイダンス・カウンセリング室の体制強化

CTTI のガイダンス・カウンセリング室は、2013 年に設立され、現在在校生に対してキャリアデイやインターンシップの機会を提供している。同室の職員定員は 4 名（全て兼務）であるため、プロジェクト実施中、同室専任職員の配置について CTTI に働きかけると共に、活用可能な人員をベースにした継続性のある実施体制を検討すること。

(6) 本プロジェクト終了後に、CTTI が独自に対象カリキュラムを改訂していく方策の検討及び提案

CTTI は国立教育委員会（National Training Bureau; NTB）、パンジャブ州技術教育委員会（Punjab Board of Technical Education; PBTE）等が作成する職業訓練カリキュラムに概ね基づきコースを運営しているが、パキスタン国内には本プロジェクトで改訂対象とするコース・カリキュラムを作成している機関は存在しない（注：1985 年～1990 年度に実施した技術協力プロジェクトの支援を受けて作成された）。本プロジェクトの事業効果の持続性を担保するために、本プロジェクト終了後も CTTI が独自でコース・カリキュラムを改訂できる方法を検討・提案すること。但し、提案された方策について、本プロジェクトの協力期間中に実施することは現段階では想定していない。

(7) 本プロジェクト終了後に CTTI が独自で教員を訓練していく方策の検討及び提案

プロジェクトの持続性を確保するため、プロジェクト協力期間終了後も、CTTI が独自に教員の訓練・再訓練を行ってゆくことができるような方策を検討し、提案すること。例えば、詳細計画策定調査では、「メーカー代理店の協力により、新技術習得のため CTTI 教員の訓練を代理店所有の整備工場等で行い、その習得した技術を学生に還元する」ことを挙げている。但し、提案された方策について、本プロジェクトの協力期間中に実施することは現段階では想定していない。

(8) 女子生徒向けコース開講可能性にかかるニーズ確認

パキスタンにおける就学及び就業状況におけるジェンダー格差を埋めるため、CTTI の女子学生コース開設の可能性も検討し、必要に応じてヒアリング等を実施し、CTTI と協議すること。なお、現在、CTTI は男子学生のみを受け入れているが、女性教員はおり、女性教員向けの職員室も作られている。また、CTTI において実施中である韓国 (KOICA) の協力による「パキスタン - 韓国情報通信技術研究施設建設プロジェクト」(5. (11) 参照) においては、女子学生を受け入れる予定と聞いている。

(9) 第三国研修実施に際しての助言

現在、JICA では本プロジェクトの協力対象コース及び CTII の既存のコースを活用して、第三国研修を実施することを検討している(実施時期、国については未定。1~2 か国程度)。第三国研修実施の前に、事前準備のための研修関係者(派遣元政府職員、JICA 関係者等)による CTII 視察(数日程度)に際して、研修コース企画内容の大よその方向性について(CTII で実施中のどのコースを活用するか、また活用する場合、第三国研修用にカスタマイズする必要性の有無等)について、協議に参加して、必要な助言をすること。なお、活用を検討するコースが協力対象コース外の CTII の既存のコースとなる場合は、可能な範囲で助言を行うこと。

(10) 本プロジェクトのモニタリング活動

コンサルタントは、CTII と協働で、指定のモニタリングシートを活用して定期的なモニタリングを実施する。モニタリングシートには、活動報告のみならず、成果発現状況(上位目標への達成見込みも含む。)、解決すべき実施上の課題・懸案事項及びプロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要因を記載する。モニタリングシートは6か月毎に作成し、内容について CTII と合意の上、JICA パキスタン事務所に提出すること。

なお、本プロジェクトの進捗確認等を目的として、運営指導調査を実施する可能性がある。運営指導調査の必要性や時期については、本プロジェクト実施中に JICA とコンサルタントが協議した上で決定することとし、コンサルタントは運営指導調査の実施に協力すること。

(11) 合同調整委員会の開催にかかる支援

本プロジェクトにかかる R/D では、規定された関係者の参加のもと、四半期に1度の合同調整委員会 (Joint Coordination Committee; JCC) を開催する予定である (JCC の詳細については、R/D を参照のこと。)。コンサルタントは、CTII と合同で JCC を開催し、下記の項目等を含むプレゼンテーションを行い、関係者との情報共有・合意形成を促進する。

- 1) 活動進捗に関する報告、達成事項・未達成事項の確認
- 2) 上記に基づく対象期の活動にかかる方向性・内容に関する協議
- 3) 本プロジェクトの成果品の確認(該当する場合)

(12) 他ドナーとの情報共有

CTII においては、韓国 (KOICA) が2012年より「パキスタン - 韓国情報通信技術研究施設建設プロジェクト」を開始しており、IT分野の人材育成に係る訓練コースの施設建設と技能訓練を行っていることから、必要に応じ、KOICA のプロジェクトとの情報交換も行いつつ、本プロジェクトとの相乗効果が図られよう、円滑な業務実施を図ること。

## 6. 業務の内容

本業務においてコンサルタントが実施する内容は、以下のとおりである。

なお、上記「3. 業務の目的」に示したプロジェクト目標、成果を達成するため、JICA パキスタン事務所及び他関係機関との良好な協力体制のもと、C/P と協働して以下の各活動を実施すること。以下に想定される業務内容を記載するが、業務内容を参照し、以下の項目を含んだ効果的な業務実施方法があれば、プロポーザルで提案すること。

但し、本プロジェクトは、協力対象予定の5コースについて、カリキュラムを改訂し（成果1）、改訂したカリキュラムに則り同コースの訓練指導を行うことができる教員を育成する（成果2）とともに、CTTI の就職支援体制を強化する（成果3）ことが協力の範囲である。従って「成果1」、「成果2」は協力対象5コースに関する活動となる一方、「成果3」については、CTTI 全体の体制強化に関わる活動となるため、同5コース以外のコースの訓練生・卒業生に対する就職支援の強化についても活動範囲になることに留意すること。

また、本プロジェクトによる「成果2」に関する活動は、訓練された教員による協力対象5コースの試行訓練の実施と評価、及びその評価に基づく教員の再訓練までを予定しており、改訂したカリキュラムによる対象5コースの通常実施はプロジェクトの協力期間後に、CTTI が独自に実施していくことを想定していることに留意すること。

### （1） ワーク・プランの作成・協議 [全成果共通]

プロジェクト実施の基本方針、方法、業務工程計画書等を作成し、これらをワーク・プラン（案）（英文）に取りまとめる。同プランを基に、パキスタン側関係者と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。また、各業務の現状と課題を踏まえた上でその修正版を作成し、パキスタン側関係者と協議、意見交換後、ワーク・プランとして取り纏め、合意する。

### （2） ワーキンググループ（WG）の設置 [成果1]

2.（4）期待される成果の1）（以下「成果1」）を達成するため、CTTI 内でワーキンググループを設置する。ワーキンググループのメンバーは、R/D で定めた通り、対象となるコースの学部長、教員、準教員及び日本人専門家とする。

### （3） カリキュラムを改訂するコースを確定・合意する [成果1]

本プロジェクトで支援対象予定の5コースと主な内容は[表1]の通りである。なお、詳細計画策定調査において、CTTI より対象5コース以外の「Mechanic-I」コースの教科書に関する改訂希望もあったが、「Mechanic-I」コースは、基本的な機械工学の内容であり、協力対象予定の②Mechanic-II Engine と③Mechanic-II Chassis の指導でカバーされる内容であることから、同調査結果も踏まえ「Mechanic-I」コースに関する支援は想定していない。コンサルタントは、改めて「Mechanic -I」コースの教科書の内容を確認の上、CTTI に対し、②Mechanic-II Engine と③Mechanic-II Chassis のコースでカバーできる内容であることを技術的な観点から説明し合意を得ること。

[表 1]

コース	目的	主な内容(シラバス)
<p>① 建設機械オペレーター コース (Heavy Machinery Operator Course)</p>	<p>建設機械の運転操作、 日常整備を行える知 識、技術を取得したオ ペレーターを養成す る。 6か月コース 定員 80名</p>	<p>1. 一般教養 2. 建設機械概要 3. 建設機械各装置の概要 4. 各建設機械の構造機能、運転、整備実習 ブルドーザ、モーターグレーダー、ホイ ールローダー、ダンプトラック、エクス カベーター、ロードローラー、トラック クレーン、ロードスタビライザー、アス ファルトフィニッシャー、コンプレッサ ー など</p>
<p>② 建設機械メカニック - II エンジンコース (Mechanic-II Engine Course)</p>	<p>建設機械用エンジンの 整備、オーバーホー ル、故障診断を行える メカニックを養成す る。 6か月コース 定員 40名</p>	<p>1. 科学基礎 2. ディーゼルエンジン基礎 3. 燃料、オイル、空気 4. コマツエンジン構造機能、調整、分解組 立 5. カミンズエンジン構造機能、調整、分解 組立 6. 電気システム基礎、テスト、故障診断 7. ポッシュ、PT ポンプ構造機能、分解組立 8. ダイナモメーター機能、エンジン性能 9. 溶接、溶接の種類、実習 10. 工作機械、種類、実習 11. 建設機械運転 12. 故障診断、排気ガス、燃料、イン ジェクタ、バルブ、電気システムなど</p>
<p>③ 建設機械メカニック - II シャシーコース (Mechanic-II Chassis Course)</p>	<p>建設機械の動力系及び 油圧系の故障診断と修 理を行えるメカニッ クを養成する。 6か月コース 定員 30名</p>	<p>1. 科学基礎 2. 工具、計測器 3. ワークショップ知識、実習 4. 建設機械の特徴、分類 5. パワートレイン構造機能、点検、テス ト、調整 クラッチ、トルクコンバータ、ベベルギ ア、ステアリング、ブレーキ、タイヤな ど 6. 油圧システム、コンポネント、構造機 能、回路、調整、テスト 7. アンダーキャレッジ構造機能、検査、再 生、調整 8. 点検、テスト、故障診断</p>
<p>④ 建設機械計画・運用コ ース (CMP&amp;E) (Construction Machinery Planning and Employment Course)</p>	<p>プロジェクトに於ける 建設機械の管理、運用 に関する訓練を管理者 に実施する。 1か月コース 定員 20名</p>	<p>1. 土と岩石 2. 建設機械概要、運転操作 3. 建設機械の特性 4. プロジェクトの安全 5. 計画、管理手法 6. 建設機械の整備、故障診断 7. 建設機械の選択</p>

		8. 建設機械の最近の傾向 9. 建設機械の更新、コスト
⑤ 建設機械監督コース (CMSC) (Construction Machinery Supervisory Course)	建設現場において建設 機械を効率的に使用す る現場監督を訓練す る。 1か月コース 定員 25名	1. 土と岩石基礎 2. 建設材料 3. 建設機械概要、運転操作 4. 各建設機械の特徴 5. 建設機械の整備 6. 現場における建設機械の計画、管理 7. 建設機械の選択方法 8. 土工計画の基礎

(4) カリキュラムを改訂する [成果 1]  
詳細計画策定調査の結果を踏まえ、協力対象コース毎に改訂が必要と判断されるシラバス項目に関し、ニーズについて産業界からヒアリングを実施し、カリキュラムの改訂を検討し、改訂案を作成する。カリキュラム改訂案の作成後、既に CTTI 卒業生が就職している企業のみならず、潜在的な就職先企業も集め、教員及び生徒と共に、セミナー/ワークショップを実施し、カリキュラム改訂案にかかる意見を聴取する。右のプロセスを経て、改訂カリキュラムを確定し、改訂したカリキュラムに沿い、必要な授業用教材の改訂を行う。

(5) 教員のトレーニングを実施する [成果 2]  
改訂したカリキュラムを指導できるよう、教員の能力を評価した上で、右を踏まえたトレーニングを実施する (35 名程度の教員を想定)。

(6) 関連機材調達のための情報収集及び仕様書作成等 [成果 1]  
本プロジェクトでは、改訂カリキュラムの実施において必要になる機材を JICA が調達する (本邦調達を想定) が、コンサルタントは、詳細計画策定調査時における検討情報を参考に、予算の範囲内で CTTI と協働して供与機材を選定の上、機材仕様に関する情報 (メーカー及びサプライヤー、参考銘柄、機種情報含む)、機材が必要と判断される理由・用途、参考価格、優先順位等に関する情報を JICA に提案し、JICA による機材調達を支援する。供与機材として調達した機材は、納品・検査・引き渡し等の作業について、JICA パキスタン事務所の業務を支援する。

(7) PDM の成果指標の設定 [全成果共通]  
PDM で定める指標 (Verifiable indicators) の具体的な数値については、プロジェクト開始後にベースライン調査を実施し、同結果を踏まえて、JCC 等において、CTTI と協議の上設定すること (例えば、上位目標の「協力対象コースを修了した学生数: 〇人以上/年」、「コース修了学生のうち、就職した学生数: 〇人以上/〇人中」等)。なお、ベースライン調査を実施する場合、現地再委託を可とする。

(8) 卒業生の就職状況にかかる基礎データの収集 [成果 3]  
現在 CTTI が管理している卒業生の就職状況にかかるデータは包括的でないため、本プロジェクト開始後に、ベースライン調査を実施し (現地再委託可)、過去 5 年程度の基

礎データを収集すること。収集データの内容については、CTTI の就職率改善の観点から、収集しておくことが望ましい情報について、プロポーザルの中で提案すること。

(9) 日本の CTTI と同等機関との提携関係構築支援 [全成果共通]  
CTTI より、CTTI の対外的な信用力向上及びコースの国際化を目的とし、日本の CTTI と同等機関との提携関係 (Affiliation) を構築したい、との意向が示されている。本プロジェクト対象コースに関連した日本の研修機関等 (公的職業訓練機関、高等専門学校、民間メーカーの研修機関等) と CTTI との提携関係構築を、本プロジェクト内で検討・実現支援をすること。

(10) 本邦研修 [全成果共通]  
本プロジェクトでは、CTTI 職員の能力向上に向けて、我が国の事例を示しながら、CTTI の能力向上を図る計画である。コンサルタントは、この目的を踏まえて、研修内容、時期、実施機関等を含む研修計画をプロポーザルにて提案すること。また、以下の業務を担当し、業務を計画的に遂行すること。

① 担当業務

研修内容、カリキュラム、日程の決定、講師の手配、見学先・実習先の手配、教材・資料の用意、研修場所の手配、研修参加者の人選支援及び所属先との調整、講義・実習・見学の実施、要請書 (アプリケーションフォーム) の取り付け 等

② 留意事項

本邦研修はワーキンググループ (WG) メンバーを主な対象として、約 8 名、2 週間程度で実施する。研修先、研修内容及び研修参加者の決定については、CTTI、JICA パキスタン事務所と相談の上、最終決定する。研修実施にかかる経費については「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン (2015 年 4 月版)」に従い見積もりを提出すること。

(11) モニタリングの実施 [全成果共通]

コンサルタントは、CTTI と協働で、指定のモニタリングシートを活用して定期的なモニタリングを実施する。モニタリングシートには、活動報告のみならず、成果発現状況 (上位目標への達成見込みも含む。)、解決すべき実施上の課題・懸案事項及びプロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要因を記載する。モニタリングシートは 6 か月毎に作成し、内容について CTTI と合意の上、JICA パキスタン事務所に提出すること。

なお、本プロジェクトの進捗確認等を目的として、運営指導調査を実施する可能性がある。運営指導調査の必要性や時期については、本プロジェクト実施中に JICA とコンサルタントが協議した上で決定することとし、コンサルタントは運営指導調査の実施に協力すること。

(12) JCC の開催 [全成果共通]

本プロジェクトにかかる R/D では、規定された関係者の参加のもと、四半期に 1 度の合同調整委員会 (Joint Coordination Committee; JCC) を開催する予定である (JCC の詳細については、R/D を参照のこと。)。コンサルタントは、CTTI と合同で JCC を開催し、下記の項目等を含むプレゼンテーションを行い、関係者との情報共有・合意形成を促進する。

- 1) 活動進捗に関する報告、達成事項・未達成事項の確認
- 2) 上記に基づく対象期の活動にかかる方向性・内容に関する協議
- 3) 本プロジェクトの成果品の確認（該当する場合）

(13) JICA に対する報告 [全成果共通]  
 契約書に定められた報告書を CTTI 及び JICA に提出すると共に、JICA パキスタン事務所及び JICA 人間開発部に対して報告を行う。

## 7. 成果品等

### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における成果品は、プロジェクト業務完了報告書（第2年次）とし、以下（2）の技術協力成果品を添付するものとする。報告書等の記載事項及び提出時期等は以下の通りとする。また、第三者が著作権を有する資料を文中で参照する場合には、コンサルタントが当該資料の著作権にかかる交渉を行う。

成果品名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 営業日以内	英文：2 部 和文：2 部
ワーク・プラン	業務開始から約 3 か月後	英文：10 部
中間業務完了報告書	契約締結後から約 1 年後 (2016 年 9 月下旬)	英文：10 部（うち、先方へ 6 部） 和文：5 部 CD-R：1 枚
プロジェクト業務完了報告書	第 2 年次契約終了時	英文：10 部 和文：5 部 CD-R：1 枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

なお、各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、コンサルタントと JICA で協議、確認する。

- 1) ワーク・プラン記載項目（案）
  - ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
  - ② プロジェクト実施の基本方針
  - ③ プロジェクト実施の具体的方法
  - ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制を含む）

- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 詳細活動計画（Work Breakdown Structure（以下「WBS」という。）等の活用
- ⑦ 要員計画
- ⑧ 現地再委託調査がある場合、作業内容、工程
- ⑨ 先方実施機関便宜供与負担事項
- ⑩ その他必要事項

2) 中間業務完了報告書/プロジェクト事業完了報告書記載項目（案）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言
- ⑥ 次期活動計画（業務完了報告書のみ）

添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない）

- ① PDM（最新版、変遷経緯）
- ② 詳細活動計画（WBS等の活用）
- ③ 専門家派遣実績（要因計画）（最新版）
- ④ 研修員受入れ実績
- ⑤ セミナー実施実績（実施した場合）
- ⑥ 供与機材・携行機材実績（引き渡しリストを含む）
- ⑦ 合同調整委員会議事録等
- ⑧ その他活動実績

(2) 技術協力成果品/技術協力成果資料

コンサルタントが直接又はコンサルタントがC/Pを支援して作成する以下の資料を提出する。なお、前者を技術協力成果品、後者を技術協力成果品資料として分類し、前者については契約業務の成果品とする。

- ① 改訂カリキュラム
- ② 改訂シラバス
- ③ 改訂教材（座学/実習用教科書等）
- ④ ガイダンス&カウンセリング室業務マニュアル

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ① 当月の進捗（プロジェクト実施上の課題等も含む）、翌月の計画
- ② 活動に関する写真
- ③ 詳細活動計画

(4) モニタリングシート

「5. 実施方針及び留意事項」(9)に基づき、モニタリングシートを6か月ごとに作成し、内容についてCTTIと合意の上、JICAパキスタン事務所に提出する。

### 【第3 業務実施上の条件】

#### 1. 業務工程計画

本業務は年次に分けず、契約期間を2015年9月下旬～2017年9月中旬の約2年間とする。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目途

約54.0 M/M

##### (2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な業務従事者の構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案することとする。また、以下に記載の格付けは目安であり、これを超える格付提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた本業務全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記のこと。

- ① 総括/メカニクエンジニア（エンジン）（2号）
- ② メカニクエンジニア（シャフト）（3号）
- ③ 就職支援/業務調整（3号）
- ④ 機材計画

#### 3. 対象国の便宜供与

- (1) C/Pの配置（プロジェクトダイレクター（Chief Instructor, Training Wing）、プロジェクトコーディネーター（Training Officer, Training Wing）、協力対象コース指導教員（Instructors and sub-instructors in Mechanical Department and Civil Department））
- (2) プロジェクトオフィススペース（CTTI内）、等
- (3) その他、2015年5月7日に署名されたR/Dに基づく。

#### 4. 配布資料

- (1) R/D
- (2) M/M
- (3) 建設技術訓練所能力強化プロジェクト 詳細計画策定調査報告書（案）

#### 5. 閲覧資料

JICA図書館より関連情報が入手可能（「パキスタン」「技術訓練」で検索）

- ① パキスタン建設機械技術訓練センターアフターケア調査団報告書（1993.10）
- ② 建設機械技術訓練センター（パキスタン）（1992.3）
- ③ パキスタン建設機械技術訓練センター・プロジェクト評価調査団報告書（1989.11）
- ④ パキスタン建設機械技術訓練センター・プロジェクト計画打合せ調査団報告書（1988.10）

- ⑤ パキスタン建設機械技術訓練センタープロジェクト巡回指導調査団報告書（1987.9）
- ⑥ パキスタン建設機械技術訓練センター・プロジェクト計画打合せ調査団報告書（1986.12）
- ⑦ パキスタン建設機械技術訓練センター実施協議チーム・報告書（1985.5）
- ⑧ パキスタン回教共和国 建設機械技術訓練センター建設計画基本設計調査報告書（1984.7）

## 6. 現地再委託

第1年次に予定されているPDMの成果指標の基準値及び卒業生の就職状況にかかる調査（6.業務内容（7）及び（8））は、現地での経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタントに再委託して実施することができる。なお、同調査はプロジェクト開始後早い段階に短期間で実施し、成果を得る必要があることから、調査に必要な人月は2MM程度を想定しているが、別見積もりで提案すること。

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に沿って選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

## 7. その他留意事項

### （1）複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。但し、業務完了時には、JICAの定めるガイドラインに基づく精算を行うこと。

### （2）安全管理

- ① パキスタン国内ではしばしばテロ対策として携帯電話サービスが停止することから、有事の安全対策として、コミュニケーションツールを複数確保し、無線LAN接続可能な携帯電話（スマートフォン）に加え、無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地にて入手可能）等を用意すること。また、必要経費を見積書に計上すること。
- ② 現地での業務実施に当たっては在パキスタン日本国大使館（必要に応じて、在カラチ日本国総領事館）、JICAパキスタン事務所と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、パキスタン国内での安全対策についてはJICAパキスタン事務所安全班の指示に従うこと。
- ③ 現地業務中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。
- ④ 宿舎についてはJICAの安全基準を満たす必要があるため、確保に際してはJICAパキスタン事務所の指示に従い、必要な措置を講じなければならない。
- ⑤ カラチ市内で活動を行う際は、以下の安全対策措置を講じることになっているため、必要経費を見積書に計上すること。なお、本措置にかかる経費は別見積とする。

- ア セキュリティ会社からの武装警護を雇用し、車輦に同乗させる。
- イ 使用する車輦はすべてランドクルーザータイプのものとする。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICAの不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

